

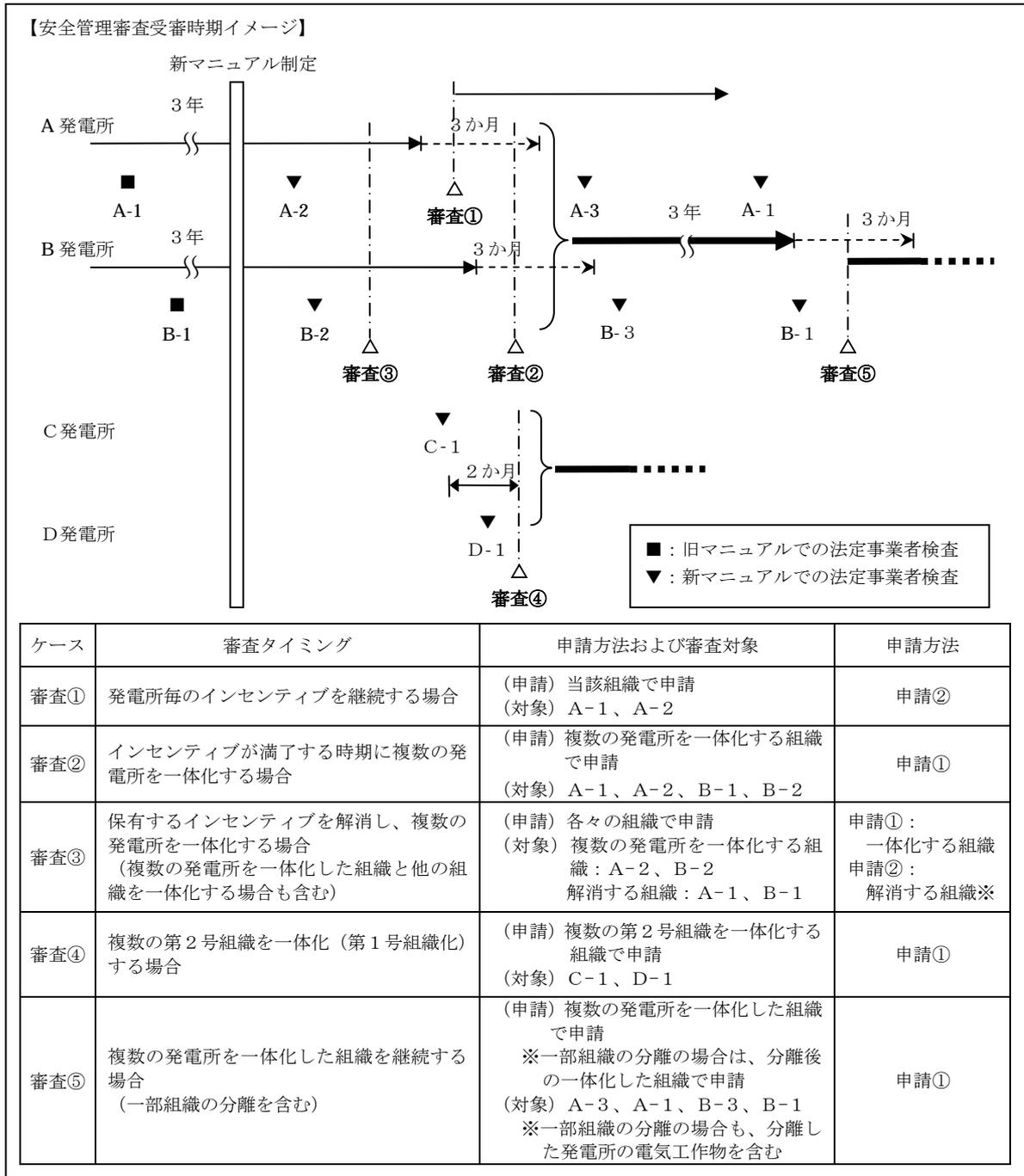
●使用前・定期安全管理検査の運用改善に係るQ&A集

NO	質問	回答
1	使用前・定期安全管理審査実施要領の附則3において、施行日前に申請を受理した安全管理審査の実施については、なお従前の例によるとあるが、どの程度先の安全管理審査の申請を出せるのか。	平成23年度中に安全管理審査を受審予定の組織については、平成23年3月31日以前にも、原則として申請を受け付けます。なお、平成24年度以降に審査を予定している使用前安全管理審査についても、平成23年3月31日までにすでに検査を開始している組織については、平成23年3月31日以前にも、原則として申請を受け付けます。
2	マニュアル・手順書等ほどの程度まで共通であれば「複数の発電所一体の法定事業者検査実施体制」と見なせるか。	新要領においては「各発電所の法定事業者検査実施組織の上位組織が、複数の発電所において共通のマニュアル、手順書等を策定し、各発電所の法定事業者検査実施組織が共通のマニュアル、手順書等に従い法定事業者検査を実施する体制をいう。」とされており、原則として、当該検査実施体制に含まれる全ての発電所に適用可能なマニュアル、手順書等が上位組織で策定されることが求められています。上位組織で定められるマニュアル、手順書等以外で、発電所毎にその設備実態に応じた手順書等を作成する場合は、作成手順を具体的に示した文書等が上位組織において策定され、その手順どおりに作成されていることが必要となります。
3	全社共通の品質マニュアルを用いて法定事業者検査を行っている場合、審査範囲は全社となるのか。	全社が審査対象となるわけではなく、各法定事業者検査に携わった範囲の組織のみが審査対象となります。
4	複数の発電所一体の共通の法定事業者検査実施体制として、共通のマニュアルで運用している発電所と建設所も一体の組織として申請することは可能か。	共通のマニュアルで一体運用ができている実績があれば、発電所と建設所の一体化も可能です。
5	複数の発電所一体の共通の法定事業者検査実施体制による安全管理審査の申請ができることとなったが、その場合の国への使用前・定期安全管理審査の申請方法はどのようになるのか。	別紙のとおり。
6	複数の発電所一体の共通の法定事業者検査実施体制による安全管理審査の申請ができることとなったが、その場合の国が行う使用前・定期安全管理審査の手数料の算出方法はどのようになるのか。	申請書毎に電気事業法関係手数料規則(平成7年通商産業省令第81号)第2条の2又は第6条に基づき納付いただくこととなります。申請書の作成については「質問5」を参照下さい。
7	使用前(定期)安全管理審査において、同一のマニュアル・手順書を使用している複数の発電所を一体化する組織として受審したいが、申請書提出先はどこか。	複数の発電所一体の共通の法定事業者検査実施体制を構築している組織に、登録安全管理審査機関が審査を行う発電設備と国(原子力安全・保安院又は産業保安監督部)が審査を行う発電設備が含まれている場合は、電気事業法施行規則第73条の6の2第1項(第94条の6により準用する場合を含む。)の指示を行うことにより、国がまとめて安全管理審査を実施することも可能であり、その場合は、国に申請することとなります。このような手続を希望する場合は、事前に国に相談をすることが必要です。 なお、使用前安全管理審査において原子力安全・保安院が審査を行う発電設備と産業保安監督部が審査を行う発電設備が含まれていた場合、原子力安全・保安院及び産業保安監督部に対して申請することとなります。
8	複数の発電所一体の共通の法定事業者検査実施体制を構築した組織が、インセンティブ期間中に組織内の一部の発電所を複数の発電所一体の共通の法定事業者検査実施体制から分離する方法は。	電気事業法施行規則第73条の6第1号の2又は第94条の5第1項第1号の2の時期として安全管理審査の申請を行うこととなります。また、当該審査に係る申請における組織は、審査後にインセンティブの対象となる発電所であり、安全管理審査の対象となる「使用前自主(定期事業者)検査を行った電気工作物」は、インセンティブ期間中に実施された分離する発電所を含めた全ての発電所における使用前自主(定期事業者)検査を行った電気工作物となります。 【例】 (A発電所、B発電所、C発電所)が一体化組織としてインセンティブを付与されたが、インセンティブ期間中にC発電所を一体化組織から分離する場合 ・申請組織は(A発電所+B発電所)の組織であり、審査対象となる検査を行った電気工作物は(A発電所+B発電所+C発電所全ての検査実績のある電気工作物)となります。 ・評定は(A発電所+B発電所)の組織に対して行われます。
9	使用前・定期安全管理審査実施要領「6.5項」の記載において、増設設備時の取り扱いが示されているが、使用前安全管理審査、定期安全管理審査に関係なく、インセンティブが付与されていればまとめて受審(使用前・定期2審査一体)することが可能と理解して良いか。	使用前安全管理審査と定期安全管理審査をまとめて受審することはできません。それぞれの区分ごとに申請・受審・評定が必要です。

NO	質問	回答
10	法定事業者検査において、工場等へ電気工作物を持ち出す場合、検査の実施場所はどのように考えるべきか。	以下のとおりとする。 1. 検査の実施場所が発電所となる場合 (1) 検査員が判定を行う場所(工場等あるいは発電所)にかかわらず、発電所において設置者の主任技術者が技術基準適合性確認を行う場合 2. 検査の実施場所が工場等となる場合 (1) 工場等において設置者の主任技術者が技術基準適合性確認を行う場合 (2) 工場等が協力事業者(設置者から委託を受けて検査の合否判定を行う事業者)となっている場合

複数の発電所一体の共通の法定事業者検査実施体制に係る各審査タイミングと申請方法

複数の発電所一体の共通の法定事業者検査実施体制を構築している組織が受審する安全管理審査のタイミングと申請方法については、以下の図の通り。



※審査③において、複数の発電所を一体化した組織（例えば A+B）と他の組織（C）を一体化する場合は、複数の発電所を一体化した組織（A+B）につき直近の評定通知以降、法定事業者検査を行っていない場合は、申請②は不要である。

(申請書記載例)

定期安全管理審査を例とする。

(a) 複数の発電所を一体化する(した)組織の申請(申請①)

定期安全管理審査申請書	
殿	
住所 氏名	
電気事業法第55条第4項の規定により次のとおり審査を受けたいので申請します。	
審査を受けようとする組織の名称及び定期事業者検査の場所	(組織の名称) 〇〇株式会社〇〇事業所 (定期事業者検査の場所) A 発電所 〇〇県〇〇市・・・・ B 発電所 〇〇県〇〇市・・・・
直近の定期安全管理審査が終了した日以降定期事業者検査を行った電気工作物の概要	A 発電所 1号蒸気タービン 600,000 kW 1号ボイラー 1,860 t/h B 発電所 2号蒸気タービン 450,000 kW 2号ボイラー 1,380 t/h
審査希望年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日

(記載する事項)

- ア. 審査を受けようとする組織の名称及び定期事業者検査の場所
複数の発電所を一体化する(した)組織の名称と定期事業者検査の場所として該当する発電所の名称と住所を記載。
- イ. 直近の定期安全管理審査が終了した日以降定期事業者検査を行った電気工作物の概要
- ・保有するインセンティブを解消し、複数の発電所を一体化する場合は、安全管理審査の対象となる検査のうち各発電所の最後に検査を実施した電気工作物のみを記載。
 - ・インセンティブが満了する時期に複数の発電所を一体化する場合、同時期に定期事業者検査を実施した複数の発電所(第2号組織)を一体化する場合および複数の発電所を一体化した組織を継続する場合は、安全管理審査の対象となる検査の全ての電気工作物を記載。

(b) 発電所毎の申請（申請②）

定期安全管理審査申請書	
殿	
住所 氏名	
電気事業法第55条第4項の規定により次のとおり審査を受けたいので申請します。	
審査を受けようとする組織 の名称及び定期事業者検査 の場所	(組織の名称) 〇〇株式会社A発電所 (定期事業者検査の場所) 〇〇県〇〇市・・・・
直近の定期安全管理審査が 終了した日以降定期事業者 検査を行った電気工作物の 概要	1号蒸気タービン 600,000kW 2号蒸気タービン 600,000kW 1号ボイラー 1,860t/h 2号ボイラー 1,860t/h
審査希望年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日

本申請書において、当該組織を第1号の2組織として安全管理審査を受審し、別の申請書において、他の発電所と一体化するための安全管理審査を受審する。※

(記載する事項)

- ア. 審査を受けようとする組織の名称及び定期事業者検査の場所
発電所の名称と住所を記載。
- イ. 直近の定期安全管理審査が終了した日以降定期事業者検査を行った電気工作物の概要
安全管理審査の対象となる電気工作物を記載。なお、保有するインセンティブを
解消し、複数の発電所を一体化する場合は、複数の発電所を一体化する組織の申請
書に記載した電気工作物に関しては、発電所毎の申請書には記載しない。
- ウ. 保有するインセンティブを解消し、複数の発電所を一体化する場合には、解消審査
の申請書に組織を一体化する旨（※）を追記する。